

出納局

建設委員会

【議案関係資料】

(当初予算関係)

2月19日提出

令和8年第1回定例会（2月議会）
建設委員会・分科会
提出資料（当初予算関係）

令和8年2月19日
出 納 局

【議案関係】

財 産 活 用 課 秋田県行政財産使用料徴収条例の一部を改正する条例案について ・ ・ ・ 3

秋田県行政財産使用料徴収条例の一部を改正する条例案について

財産活用課

1 改正理由

県が管理する道路の占用料の額の改定により、行政財産の目的外使用に係る使用料の額を改定する等の必要がある。

2 改正内容

- (1) 行政財産の目的外使用に係る使用料の額を改定することとする。(別表関係)
- (2) 大館市の所在地の区分を第3級地(現行第2級地)とすることとする。(別表関係)

3 施行期日

令和8年4月1日

備考 一 所在地とは使用物件の所在地をいい、その区分は、次のとおりとし、各年度の初日後に使用物件の所在地の区分に変更があった場合は、同日におけるその区分による。 (一) 略 (二) 第二級地 能代市、 潟町の区域をいう。 (三) 略 二、十略	の	は工作 物の使 用に係 るもの	年	価格に百分の八・八を乗じて得た額

備考 一 所在地とは使用物件の所在地をいい、その区分は、次のとおりとし、各年度の初日後に使用物件の所在地の区分に変更があった場合は、同日におけるその区分による。 (一) 略 (二) 第二級地 能代市、大館市、 潟町及び南秋田郡八郎 潟町の区域をいう。 (三) 略 二、十略	の	は工作 物の使 用に係 るもの	年	価格に百分の八・八を乗じて得た額